

2021 年 4 月 23 日

関係者各位

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会



緊急事態宣言に伴う「アミューズメント施設営業」に関する対処基本方針について

政府は、4月23日新型コロナウイルス感染症拡大の強い対策として新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を東京、大阪、京都、兵庫、の4都府県に、対象となる業種への「休業要請」を発令する予定です。

また、6県（宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県）（4月22日現在）では宣言の前段階にあたる「蔓延（まんえん）防止等重点措置」を適用しています。

このような状況下で、宣言発令から施行までの時間が短いため、協会としての対処方針を以下に、お知らせ致します。

（基本方針）

1. 緊急事態宣言の対象地域から発出される内容に基づいた対処をお願い致します
 - ・法律に基づき措置に応じる。
2. 蔓延（まんえん）防止等重点措置の対象地域において、時短営業等の要請があった場合
 - ・可能な限りにおいて閉店時間前倒しによる協力を行う。

尚、発令期間・対象区域などの延長・追加となる場合も同様の対処を行って下さい。

※引き続き業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じてください。

※また、自治体等から事業者において講じるべき感染防止策が示された場合は、その内容を遵守してください。

今後も政府、行政機関からの要請がありましたら適宜、お知らせ致します。

当件に関するお問い合わせは、JAIA 本部事務局 03-6272-9401 まで